



NPO 法人 聖地のこどもを支える会

里親（フォスター・ペアレント）制度について

教育が平和をつくる！

里親制度の主旨

一歩進んだ国際協力のかたちとして、新しく里親制度を始めます。それは、紛争と貧困の中で暮らす、特定の子どもの教育を、里親として、毎月一定額の支援金で継続的にサポートするシステムです。

里親と里子の中で、写真や手紙の交換をすれば（任意）、個人的なつながりが持てるようになり、子どもの成長をより身近に見守ることができます。それによって顔の見える支援ができ、将来、平和のために働く人材育成に、より具体的に寄与します。

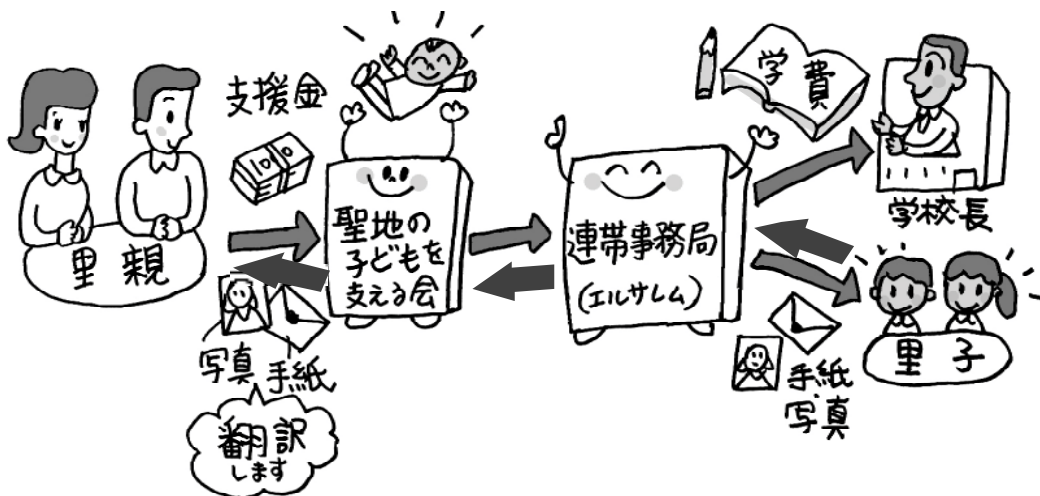
対象

イスラエル・パレスチナの貧しい子ども（人種・宗教を問わず、幼稚園から中学まで）

しくみ

- 1) 「里親」をご希望の方は、当法人事務局（03-6908-6571）にお申込みください。援助を必要としている子どもをご紹介します。
- 2) 皆様の支援金は当法人事務局から連帯事務局（注）に送られ、その子どもが通う学校の校長に授業料として直接手渡されます。
- 3) 里親と里子の間の手紙や写真のやり取りは、当法人事務局と連帯事務局を通して行われます。その際、ご希望があれば、手紙を翻訳します。

★ 当法人の企画するイスラエル・パレスチナ視察旅行に参加し、実際に里子の家庭や学校を訪ねることができます。その子の生活や成長ぶりを具体的に見ることは喜びですね！



(注) **連帯事務局** = 教皇大使館付属「聖地における学校・学院のための連帯事務局」 当NPO法人「聖地のこどもを支える会」は、約20年近く、この連帯事務局と連携して、聖地の子どもの教育支援を行っている。

支援期間

その子どもが、支援開始時に在学している学校（幼稚園・小学校・中学校）を卒業するまで。もちろん、その後も引き続き支援していただくことができます。

- 例： 1) 小学校4年生を援助しはじめた場合、その子が小学校を卒業するまで。
2) 中学1年生を援助しはじめた場合、その子が中学を卒業するまで。
ただし、小学校低学年から始めた場合は、4年生から支援額が変わります。
- ◎ 現地の学校制度は、日本と同じく、幼稚園：2年、小学校：6年、中学校：3年 ですが、学年度は、日本と違い、9月から7月までです。

支援金額 子ども1人につき

A 3,500円/月・・・幼稚園（4歳）から 小学校3年生まで

B 5,500円/月・・・小学校4年から 中学3年生まで

- * 上記より、AまたはBをお選びください。
- * 支援金のうち500円は事務経費（通信費など）として使わせていただきます。
- * 上記の金額は、授業料の全額ではありません。一部はその子どもの保護者が負担します。
- * なお、お預かりした支援金をお返しすることはできません。

払込み方法

- * 原則として、クレジットカードかゆうちょ銀行口座からの自動引落としをお願いします。
ゆうちょ銀行を希望の方は、同封の 当法人宛の「自動払込み申込書」、および、ゆうちょ銀行宛の「自動払込利用申込書」に必要事項をご記入いただき、2枚とも当法人までご返送ください。
- ◎ 通帳に記載されるお支払い内容をもって領収書とさせていただきます。別途領収書が必要な方は事務局までご連絡ください。
- * 他の金融機関からの自動振込みをご希望の方は、それぞれの銀行でお手続きをお願いいたします。手数料は振込まれる方のご負担となります。
- * 他の金融機関からの通常の振込みの場合、各金融機関備え付けの振込み用紙、または自動振込み機をご利用いただけます。手数料は振込まれる方のご負担となります。

支援内容の変更

月額・回数・払込み方法の変更をご希望の方は、電話、FAX、メールなどで、事前に当法人事務局へご連絡下さい。手続き終了後、変更確認書をご送付いたします。ただし、受領済みまたは金融機関への自動引落とし手配を終了している場合は、次回ご支援分から受け付けます。また支援月をさかのぼって支援の月額を変更することはできません。

★ ☆ ★ ☆ ★ ☆ ★ ☆ ★ ☆ ★ ☆

個人情報の取扱い

- * 皆様の個人情報は、資料送付、今後お問合わせいただいた際のご本人確認、またご支援を決定された場合における法人事務局からの連絡業務、個人の識別等のために利用いたします。
- * 事前の同意・承諾を得た場合と、法的根拠に基づき関係当局等より開示要請を受けた場合を除き、皆様の個人情報を第三者へ提供・開示することはありません。
- * 個人情報の開示、訂正、利用停止などについては、法人事務局にご連絡ください。